

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

(記事のタイトルをクリックすると該当ページにリンクしています)

【1】胆振東部地震関係		(P1~10)
●北海道を元気にする中小企業・地域産品・観光等支援施策集	北海道・北海道経済産業局
●胆振東部地震からの復旧・復興に向けた支援策を講じます	経済産業局
●激甚災害指定に伴う追加の被災中小企業・小規模事業者対策を行います	経済産業局
●北海道よろず支援拠点の特別相談窓口で専門家派遣の電話受付を実施します	経済産業局
●胆振東部地震に係る被災中小企業・小規模事業者対策を行います	経済産業局
●平成30年台風第21号及び平成30年北海道胆振東部地震の被災に伴う輸出入許可証等の取扱いの特例措置	経済産業局
●北海道胆振東部地震における企業の事業継続・地域貢献事例【新規】	経済産業局
○胆振東部地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例について	労働局
●災害関連の融資制度のご案内	北海道
○信用保証料補助制度のご案内	北海道
【2】販路拡大・海外展開		(P11~15)
●どさんこプラザ・テスト販売品(第1四半期分)の募集【更新】	北海道
●北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事(第1四半期分)の募集について【新規】	北海道
●海外での商談会やフェアなどを実施します【更新】	北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	北海道
●「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について	北海道
【3】経営支援・ものづくり		(P16~17)
○平成29年度補正「サービス等生産性向上IT導入支援事業」の3次公募を開始します【新規】	経済産業局
○平成29年度補正予算「地域文化資源活用空間創出事業(商店街支援事業)」の3次公募を開始しました【新規】	経済産業局
【4】融資		(P18~22)
●「小規模企業者等設備貸与事業」のご案内【新規】	中小企業総合支援センター
●「北のふるさと事業承継ファンド」のご案内【新規】	中小企業総合支援センター
●災害関連の融資制度のご案内(【1】に掲載)	北海道
○信用保証料補助制度のご案内(【1】に掲載)	北海道
●水産物不漁関連の融資制度のご案内	北海道
●コストアップに対応する融資制度のご案内	北海道
●北海道の融資制度(小規模企業貸付)で短期資金(融資期間1年以内)が使えます【新規】	北海道
【5】雇用の確保		(P23~32)
●北海道最低賃金(地域)改正のお知らせ【更新】	労働局
○キャリアアップ助成金について	労働局
○人材開発支援助成金について	労働局
○労働移動支援助成金について	労働局
○生涯現役起業支援助成金について	労働局
○戦略産業雇用創造プロジェクトに関する「地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)」の特例支給(上乘せ)のご案内	北海道
●「働き方改革プラン」の活用について	北海道
●「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】	北海道
●人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します 北海道ビジネスサポート・ハローワークのご案内について【更新】	北海道
●労働相談窓口のご案内	北海道

【6】人材育成

(P33～38)

- [中小企業大学校旭川校 12 月校外セミナーのご案内【更新】](#) 中小企業大学校旭川校
- [中小企業大学校旭川校 1 月開講講座のご案内【更新】](#) 中小企業大学校旭川校
- [「生産性向上支援訓練」のご案内](#) 北海道・労働局他
- [ヘルスケアビジネス人材育成セミナーを開催します【新規】](#) 経済産業局
- [能力開発セミナー\(12 月～平成 31 年 2 月開講予定\)のご案内【更新】](#) 北海道
- [道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校平成31年度訓練生募集【更新】](#) 北海道

【7】各種相談

(再掲)

- [北海道よろず支援拠点の特別相談窓口で専門家派遣の電話受付を実施します【1】に掲載](#) 経済産業局
- [道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【2】に掲載](#) 北海道
- [「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【5】に掲載](#) 北海道
- [人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します 北海道ビジネスサポート・ハローワークのご案内について【5】に掲載](#) 北海道
- [労働相談窓口のご案内【5】に掲載](#) 北海道
- [「健康食品」の悪質な電話勧誘にご用心 【9】に掲載](#) 経済産業局

【8】イベント・セミナー

(P39～45)

- [「知財のミカタ～巡回特許庁 in 北海道～」を開催します【更新】](#) 経済産業局
- [ヘルスケアビジネス人材育成セミナーを開催します【6】に掲載](#) 経済産業局
- [空の産業革命 ドローン利活用 最前線セミナーを開催します【新規】](#) 経済産業局
- [J-クレジット活用セミナー2018 in 北海道を開催します【新規】](#) 経済産業局
- [事業承継セミナー・個別相談会を苫小牧市で開催します【新規】](#) 経済産業局
- [「じもと×しごと発見フェア」、若手社員向け研修会、管理職向けセミナーを開催します。【更新】](#) 北海道
- [「北海道宇宙ビジネスセミナー」を開催します【新規】](#) 北海道
- [「インフラ監視・防災分野における衛星データ利用を考えるセミナー」を開催します【新規】](#) 北海道

【9】その他

(P46～50)

- [商品の魅力を伝える「新しい」パッケージデザインを募集します](#) 経済産業局
- [モバイルバッテリー等の事故に注意してください](#) 経済産業局
- [「健康食品」の悪質な電話勧誘にご用心](#) 経済産業局
- [平成 30 年度「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました【新規】](#) 経済産業局
- [北海道ドライブ観光促進プラットフォームを設立・参加機関を公募【更新】](#) 開発局

北海道を元気にする中小企業・地域産品・観光等支援施策集

(北海道・北海道経済産業局)

北海道及び経済産業省北海道経済産業局では、平成30年北海道胆振東部地震からの迅速な北海道経済復興に向けて、中小企業・小規模事業者をはじめとする関係事業者が活用できるよう、風評被害の払拭、産業基盤の回復と経営再建、北海道経済の成長軌道化に分類し取りまとめた「北海道を元気にする中小企業・地域産品・観光等支援施策集」を作成しました。

なお、今後、内容が追加・変更される可能性もあり、随時情報を更新します。

◆掲載支援事業

- 風評被害の払拭
 - ・観光業の復興(8事業)
 - ・中小企業支援(1事業)
- 産業基盤の回復と経営再建
 - ・中小企業支援(15事業)
 - ・強靱化対策(3事業)
- 北海道経済の成長軌道化
 - 道産品の販路拡大
 - ・全国での道産品の販路拡大支援(5事業)
 - ・海外における道産品の販路拡大支援(6事業)
- 中小企業支援(7事業)

施策支援集は、以下のウェブサイトいずれからも同じ資料がご覧いただけます。

【北海道 URL】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/iburijishin_kanminrenkei.htm

【北海道経済産業局 URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokss/shisakushu/index.htm>

平成 30 年北海道胆振東部地震からの復旧・復興に向けた支援策を講じます

(北海道経済産業局)

経済産業省では、平成 30 年北海道胆振東部地震による災害で被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して事業継続・再開に向けた各種支援策を講じます。

平成 30 年北海道胆振東部地震で被災された中小企業への支援策は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30eq_shiensaku/shiensaku.pdf

平成 30 年北海道胆振東部地震による災害が激甚災害として指定されたことに伴い、
追加の被災中小企業・小規模事業者対策を行います

(北海道経済産業局)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚災害法」という。)に基づき、平成 30 年北海道胆振東部地震による災害により被害を受けた厚真町、安平町、むかわ町の中小企業者等に対し、中小企業信用保険の特例措置を講ずる政令等が 9 月 28 日に閣議決定され、災害復旧貸付の金利引下げを実施します。

◆被災中小企業者等に対する追加支援措置

(1) 中小企業信用保険の特例措置(平成 30 年 10 月 1 日政令公布)

市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る罹災証明を受けた中小企業者が事業の再建に必要な資金を借り入れる際、一般保証とは別枠での信用保証をご利用いただける特例措置を講じます(借入債務の額の 100%を保証)。

	一般保証限度額	災害関係保証限度額
普通保険	2 億円	+2 億円
無担保保険	8,000 万円	+8,000 万円
特別小口保険	2,000 万円	+2,000 万円

(2) 日本政策金融公庫による災害復旧貸付の金利引下げ

市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害を受けた旨の証明を受けた中小企業者等を対象に、日本政策金融公庫が実施している災害復旧貸付について、特段の措置として、0.9%の金利引下げを行います(貸付後 3 年間、1 千万円まで)。

※従来と異なり、災害救助法適用地域全域の事業者金利引き下げを適用します。

※建物・設備被害、物損に伴う在庫棄損に加え、停電の影響による在庫棄損も対象となります。

《災害復旧貸付制度及び金利引下特別措置の概要》

【資金使途】 運転資金又は設備資金

【貸付限度額】 中小企業事業は別枠で 1.5 億円

国民生活事業は各貸付制度の限度額に上乗せ 3 千万円

【貸付金利】 基準利率(10 月 11 日現在)

中小企業事業:1.11%(貸付期間 5 年以内の場合)

国民生活事業(災害貸付):1.31~1.90%

【金利引下げ】 貸付額のうち 1 千万円を上限として、貸付金利から 0.9%を引下げ(貸付後 3 年間)

※商工組合中央金庫はプロパー融資により貸付を実施(金利は所定の金利)。

北海道よろず支援拠点の特別相談窓口で専門家派遣の電話受付を実施します
～ 被災された中小企業・小規模事業者の相談に応じます ～

(北海道経済産業局)

北海道よろず支援拠点で特別相談窓口を開設し、被災した事業者の経営の悩みに関する相談体制を強化しています。

また、相談窓口への電話で専門家を派遣します。

◆被災中小企業者等に対する追加支援措置

北海道よろず支援拠点に特別相談窓口を開設し、相談を受け付けています。

詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://yorozu.hokkaido.jp/>

◆相談窓口への電話で専門家を派遣

以下の相談窓口への来訪または電話で、経営や資金繰り、税務、会計、雇用、ITなどに精通した専門家を派遣します。

従来は、窓口訪問後、一定のコンサルティングを受けてから専門家の派遣を行っていましたが、被災された事業者の負担を考慮して、電話のみの相談後に、専門家の派遣を行うことにしました。

専門家の派遣は3回(事業承継に係る課題の場合は5回)まで無料です(「ミラサポ」に登録されている全国の約7,000名の専門家の中から派遣)。

○相談窓口北海道よろず支援拠点((公財)北海道中小企業総合支援センター内)

TEL:011-232-2407

○専門家による経営支援の概要

収益性の改善が図れず、売上げ回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど、多種多様な経営課題に対応します。

【主な想定事例】

- ・運転資金確保が困難となった企業に対し、資金繰り計画と需要見通しの整理や事業計画の策定を支援。
- ・顧客離れで経営が困難となった企業に対し、新規顧客獲得等に向けた取組を支援。

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災中小企業・小規模事業者対策を行います

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害に関して、北海道内 179 市町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、中小企業・小規模事業者の資金繰り等に関する相談に対応するため、特別相談窓口を設置しました。

◆平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課
(札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 4 階)
TEL:011-709-2311(代表)内線 2575~2576、011-709-1783(直通)
FAX:011-709-4138
E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp
受付時間:平日 8:30~17:15

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。
なお、道内の電力が復旧するまでの間、道内の一部機関では電話の不通が予想されることから、道外における臨時窓口で対応致します。電力が復旧次第、道内の窓口を設置します。

相談窓口一覧:http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/list.pdf

◆特別相談窓口以外の措置

○災害復旧貸付の適用

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、北海道の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

災害復旧貸付の概要:http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/kashitsuke.pdf

○セーフティネット保証 4 号の適用

北海道内の災害救助法が適用された各市町村において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、北海道の信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の 100%を保証するセーフティネット保証 4 号を適用します。

近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証 4 号の事前相談を開始します。

セーフティネット保証 4 号の概要:http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/safetynet.pdf

○既往債務の返済条件緩和等の対応

北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

○小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された北海道内の各市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

小規模企業共済災害時貸付の概要:http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/kyousai.pdf

平成 30 年台風第 21 号及び平成 30 年北海道胆振東部地震の被災に伴う
輸出入許可証等の取扱いの特例措置

(北海道経済産業局)

経済産業省では、平成 30 年台風第 21 号及び平成 30 年北海道胆振東部地震の現況を勘案し、当分の間、被災地輸出入業者等による外国為替及び外国貿易法の輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令上の申請手続等について、特例的な措置を講ずることとします

本特例措置については、以下をご覧ください。

貿易管理：http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

平成 30 年台風第 21 号及び平成 30 年北海道胆振東部地震の被災に伴う輸出入許可証等の取扱いの特例措置について：

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/misc/2018/20180907_saigaitokurei.pdf

なお、特例措置についての個別の相談は、原許可証等を交付した窓口にご連絡をお願いします。

北海道胆振東部地震における企業の事業継続・地域貢献事例【新規】

(北海道経済産業局)

本年9月6日未明に発生した北海道胆振東部地震により、道内全域において大規模な停電が発生し、企業活動や国民生活に大きな影響が出ました。

経済産業省北海道経済産業局では、このような大規模停電の中でも、自家用発電機確保によって営業を継続し、かつ地域貢献を実施した企業の取組事例をBCP対策の参考資料としてとりまとめました。

◆事例一覧 (50音順)

- ウイングベイ小樽((株)小樽ベイシティ開発、(株)エナジーソリューション)[小樽市]
天然ガス発電で停電を回避して営業継続～観光客向けに緊急避難所も開設～
- エア・ウォーター(株)[札幌市ほか(本社:大阪市)]
移動電源車によるBCPと給電活動～LPG基地の事業継続と避難所等への給電～
- FMアップル((株)エフエムとよひら)[札幌市]
蓄電池・ガソリン発電機によるBCP対策～停電中、地域のために災害情報を発信～
- 北こぶし知床HOTEL&RESORT、KIKI知床ナチュラルリゾート((株)知床グランドホテル)[斜里町]
世界遺産の温泉街が協力した災害対策～大浴場の無料開放や簡易避難所の開設～
- さっぽろ創世スクエア[札幌市]
天然ガスコージェネレーションシステムと地域熱供給による自立分散型エネルギー供給拠点
～観光客や帰宅困難者を受入～
- 定山溪万世閣ホテルミリオネ((株)萬世閣)[札幌市]
重油発電設備によるBCP対策～停電時、一部電力抑制措置による営業を実施～
- そらちぶと調剤薬局((有)フライヤーズカンパニー)[砂川市]
LPガス災害対応型設備によるBCP対策～停電時、市内において唯一営業を継続～
- 湯の杜ぼつけ[豊富町]
豊富町産天然ガスによる自家発電で営業時間を拡大し、域内唯一の緊急避難所を開設
～24時間トイレ、フリーWi-Fi、ポット・電子レンジやラジオで住民・温泉客の不安を軽減～

各企業の取組の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/jirei/index.htm>

平成 30 年北海道胆振東部地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例について

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

●概要

今般の平成 30 年北海道胆振東部地震の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、平成 30 年北海道胆振東部地震による災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、平成 30 年 9 月 21 日に特例措置を講じました。

●特例の対象となる事業主

平成 30 年北海道胆振東部地震による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主(※平成 30 年北海道胆振東部地震による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。)

●特例の内容

本特例は、休業等の初日が平成 30 年 9 月 6 日から平成 31 年 3 月 5 日までの間にある、上記特例の対象者となる事業主に対して適用する。

(遡及適用)

現行、休業等に係る計画届は事前の提出が必要ですが、平成 30 年 9 月 6 日以降に初回の休業等がある計画届の提出に関しては、平成 30 年 12 月 20 日までに提出のあったものについては、休業等の前に届出られたものとする。

- ① 生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月へ短縮する。
- ② 北海道胆振東部地震発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とする。
- ③ 最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さつぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

平成 30 年北海道胆振東部地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01454.html

災害関連の融資制度のご案内

(北海道)

道では、胆振東部地震により直接又は間接の被害を受けた中小企業者等の皆様の早期復旧と経営の安定を図るための融資制度をご用意しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【災害復旧】	
融資対象	(1)道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、平成 30 年北海道胆振東部地震の直接又は間接の被害により、経営に影響を受けているもの <適用地域> 道内全市町村 (2)中小企業者信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ※特定中小企業者の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれにも該当することが必要となります。 ① 指定地域において、事業を1年以上継続しておこなっていること ② 平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること <指定地域> 道内全市町村 <指定期間> 平成30年9月6日～平成30年12月18日	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	設備資金 8,000 万円以内	運転資金 5,000 万円以内
融資期間	10 年以内(うち据置 2 年以内)	
融資利率	【固定金利】 5 年以内 年 1.0% 10 年以内 年 1.2%	【変動金利】 年 1.0% (融資期間が 3 年を超える場合に選択可能)
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする。 【保証料率】 (1)一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.40%～1.71%(9段階) 特別小口保険適用の保証 年0.64%	【保証料率】 (2)セーフティネット保証又は災害関連保証適用の場合 普通保険適用の保証 年0.70% 無担保保険適用の保証 年0.68% 特別小口保険適用の保証 年0.48%
取扱期間	平成 31 年 3 月 31 日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※資金用途については、設備資金と運転資金の併用が可能です。(併用時の融資金額は、1企業あたり合計1億3千万円が限度となります。)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

信用保証料補助制度のご案内

北海道と北海道信用保証協会では、胆振東部地震により被害を受けた中小企業者等の皆様の早期復旧と経営の安定を図るため、北海道の中小企業総合振興資金(災害復旧)を利用した方の保証料の一部を補助します。

なお、厚真町、安平町、むかわ町の中小企業者等の皆様は、保証料の全額を補助します。

1 補助制度の概要

補助を受けられるのは誰？	☞ 道の中小企業総合振興資金を利用される方
対象となる資金は何？	☞ 「経営環境変化対応貸付(災害復旧)」が対象です。 ↓ 詳細は「前ページ 災害関連の融資制度のご案内」を参照ください。
補助の対象は？	☞ 信用保証協会に支払う保証料
補助の割合(補助率)は？	☞ <u>保証料総額の1/3</u> を補助します。 ただし、 <u>厚真町、安平町、むかわ町</u> の皆様は、 <u>保証料総額の10/10</u> を限度とし、平成30年度に支払う保証料の範囲内とします。
補助金はいつ申請するのか？	☞ 対象となる資金を借り入れた日から30日以内に道(経済部中小企業課)へ申請してください。ただし、申請期限は平成31年3月29日までとなります。
補助制度の取扱期間は？	☞ 平成31年3月までに融資を受ける方が対象です。
保証料率はいくらか？	☞ <一般保証を利用する場合> 経営状況に応じて9段階(0.40%~1.71%)の料率体系になっています。 <経営安定関連保証を利用する場合> 普通保険適用の場合 年 0.70% 無担保保険適用の場合 年 0.68% 特別小口保険適用の場合 年 0.48% ※保証料率については、北海道信用保証協会の独自割引措置が適用されています。(上記は割引適用後の保証料率)
保証料はどれくらい掛かるのか？ (補助金の交付額は？)	☞ 上記の保証料率のほか、融資金額や融資期間に基づき算出します。 例えば、一般保証を利用し、保証料率 0.9%の企業が、1,000万円を分割返済で10年間借りた場合、保証料は495,000円(道からの補助率が1/3の場合、補助金は165,000円)になります。

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道どさんこプラザ・テスト販売品（第1四半期分）の募集について【更新】

（北海道）

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。

1月4日から2月20日まで、平成31年4月から販売する商品を募集しています。

◆応募商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋は加工食品のみ)

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- (ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること。
- (3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示関する法令を遵守していること。
- (4)指定する食品検査を実施していること(食品の場合)。
- (5)該当する食品製造に係る営業許可を受けていること(食品の場合)。

◆募集期間

1月4日(金)から2月20日(水)まで

◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosanko/test.htm>

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ (TEL:011-204-5766)

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事（第1四半期分）の募集について **【新規】**

（北海道）

道産品の展示紹介、市場調査等を目的として、どさんこプラザ（有楽町店・札幌店）内の催事スペースで対面販売を行うことができる制度です。道産品（一次産品含む）の対面販売だけではなく、生産地紹介や自治体の観光PRができる絶好の場所です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

12月10日から1月10日まで、平成31年4～6月の期間中催事を開催する事業者様を募集しています。

◆**応募商品の要件**

道内で生産・製造または主な加工が行われた商品で最終消費者の利用に供することができるもの（農林水産物、加工食品、工芸品等）（以下、「道産品」といいます。）

◆**応募者の資格**

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆**販売商品**

催事会場で販売できる商品は、次のとおりです。

- (1)自ら生産、製造、加工した道産品
- (2)自社企画商品で道内で委託製造している道産品（上記(1)に付随して販売する場合があります。）

◆**実施条件等**

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品（テスト販売品を除く）を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です（毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。）。
- (3)備え付けの販売台1～2台（冷蔵・冷凍切替）は無料でご利用いただけます。
- (4)実演用のコールドテーブル1台は無料でご利用いただけます（札幌店の場合はご利用いただけない場合があります）。

◆**募集期間**

12月10日(月)から1月10日(木)まで

◆**申込方法**

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

【有楽町店のお申し込みページ】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/saiji01.htm>

【札幌店のお申し込みページ】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/sapporo_ms_saiji.htm

◆**問い合わせ先**

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ（TEL:011-204-5766）

海外での商談会やフェアなどを実施します【更新】

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やフェアなどを実施(外部委託)します。内容については、詳細が決まり次第ホームページなどで参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記の受託事業者までお問い合わせください。

◆主な事業内容・問い合わせ先

【UAE】

事業内容

- ・普及啓発セミナーの開催
- ・海外現地商談会の開催(12月上旬)

問い合わせ先

受託事業者:株式会社北海道二十一世紀総合研究所 TEL011-231-3053

【台湾・香港・マレーシア】

事業内容

- ・普及啓発セミナーの開催
- ・海外現地商談会の開催(マレーシア(9月6日開催済み)、台湾(10月30日開催済み)、香港(10月9日開催済み))

問い合わせ先

受託事業者:一般社団法人北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)北海道貿易センター TEL011-261-7434

【タイ・シンガポール】

事業内容

- ・普及啓発セミナーの開催
- ・現地商談会の開催(タイ(11月15日開催済み)、シンガポール(11月26日))
- ・フェアの開催(タイ(11月9日~11月20日開催済み))

問い合わせ先

受託事業者:一般社団法人北海道貿易物産振興会 TEL011-251-7976

【アドバイザー事業】

事業内容

- ・海外現地アドバイザーの配置(タイ、シンガポール各1名)
- ・道内アドバイザーの配置(東アジア担当、北米及びEU担当、イスラム圏担当各1名)

問い合わせ先

受託事業者:一般社団法人北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者:北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通))

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご利用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご利用ください。

農林水産 輸出相談 検索

北海道農政事務所 : TEL 011-330-8810

- ・ 輸出先国の各種規制・制度 (放射性物質、検疫等)
- ・ 輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道 : TEL 011-261-7434

- ・ 輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・ 輸出手続きについて ・ 見本市・商談会に関する情報 等

◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。
 農林水産省 : TEL 03-6744-7155 ジェトロ : TEL 03-3582-5646
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf


◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

◆用途

- 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
 - 北海道内で生産された農林水産物
 - 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
 - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの
- 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

◆シンボルマークを使用いただく場合の留意事項

シンボルマークの使用に関する管理運営は「北海道国際ビジネスセンター」が行います。

ご利用を希望される場合は、所定の様式に必要事項を記載の上、同センターまでお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階
北海道国際ビジネスセンター
TEL 011-251-2700/FAX 011-251-2629
<http://www.dousanhin.com/hibc/>

◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室国際経済グループ (TEL:011-204-5339)

平成 29 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」の 3 次公募を開始します【更新】

(北海道経済産業局)

(一社)サービスデザイン推進協議会(事業事務局)では、平成 30 年 12 月 18 日(火)まで平成 29 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」(IT 導入補助金)の 3 次公募を募集しています。

◆事業内容

生産性向上に資する方策として、IT 導入支援事業者が登録する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業者に対し、導入費用の一部について補助を行います。

【補助対象事業者】

国内で事業を行う中小企業、小規模事業者、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人 等

【補助対象事業】

事務局が認定した「IT 導入支援事業者」が登録する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業

※補助対象となる IT ツールは以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.it-hojo.jp/>

【補助率及び補助上限・下限額】

補助率:対象経費の 1/2 以内

上限額:50 万円、下限額:15 万円

◆募集締切

平成 30 年 12 月 18 日 (火)

◆申請方法

公募要領・交付申請手続きの詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.it-hojo.jp/procedure/>

◆問い合わせ先

(一社)サービスデザイン推進協議会

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

ナビダイヤル:0570-000-429 ※通話料がかかります

IP 電話等からの問い合わせ先:042-303-1441

受付時間:9:30~17:30(土・日・祝日を除く)

平成 29 年度補正予算「地域文化資源活用空間創出事業（商店街支援事業）」の
3 次公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度補正予算「地域文化資源活用空間創出事業（商店街支援事業）」の 3 次公募を開始しました。

◆事業概要

文化イベントを契機とした地域の活性化や名所・観光地・食文化等の地域文化資源と連携した空間創出により、にぎわいを創出し、外国人観光客等を増加させるとともに、これらと連携した商店街の活性化を支援します。

【補助対象事業】

地域文化資源を活用し、外国人観光客等に地域での消費を促すためのイベント事業

【補助対象者】

商店街組織又は商店街組織と民間事業者の連携体

【補助率及び補助上限・下限額】

補助率：1/2 以内

上限額及び下限額は、1 つの事業における、イベントの実施回数によって決定します。

- ・1 回の場合：(上限額)100 万円(下限額)25 万円
- ・2 回の場合：(上限額)150 万円(下限額)50 万円
- ・3 回の場合：(上限額)225 万円(下限額)75 万円
- ・4 回以上の場合：(上限額)300 万円(下限額)100 万円

◆募集締切

平成 30 年 12 月 14 日（金）（当日消印有効）

◆申請方法

募集要領等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20181102/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎

TEL:011-709-2311(内線 2581)

FAX:011-709-2566

E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

「小規模企業者等設備貸与事業」のご案内【更新】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。
銀行融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象（一部対象外の業種があります） 2. 創業予定者（1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人）	
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上（商業およびサービス業は 6 名以上）の場合、次の制限があります。 ①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②（利益制限）直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③（株主制限）発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない	
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備	
貸与条件	貸与金額	100 万円以上 1 億円以下
	貸与期間	割賦 機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年（据置 1 年以内）
		リース 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
	利率	割賦 (損料率) 年 1.8%～2.0% ※
		リース (月額リース料率) 0.998%～2.955%
	償還方法	割賦 月賦又は半年賦
リース 毎月払い		
保証金	割賦 貸与金額の 10%	
	リース なし	
連帯保証人	道内在住者 1 名（法人の場合は代表者） なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。	
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付	
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 （商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長（10 年以内）できます。）	

※ 一定の条件に該当する企業については、基準金利より最大 0.3%の引き下げが可能な場合があります。（割賦のみ）

小規模企業者設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

◆問い合わせ先：

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目経済センタービル 9 F

(公財) 北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 金融支援 G TEL 011-232-2404

「北のふるさと事業承継ファンド」について【更新】

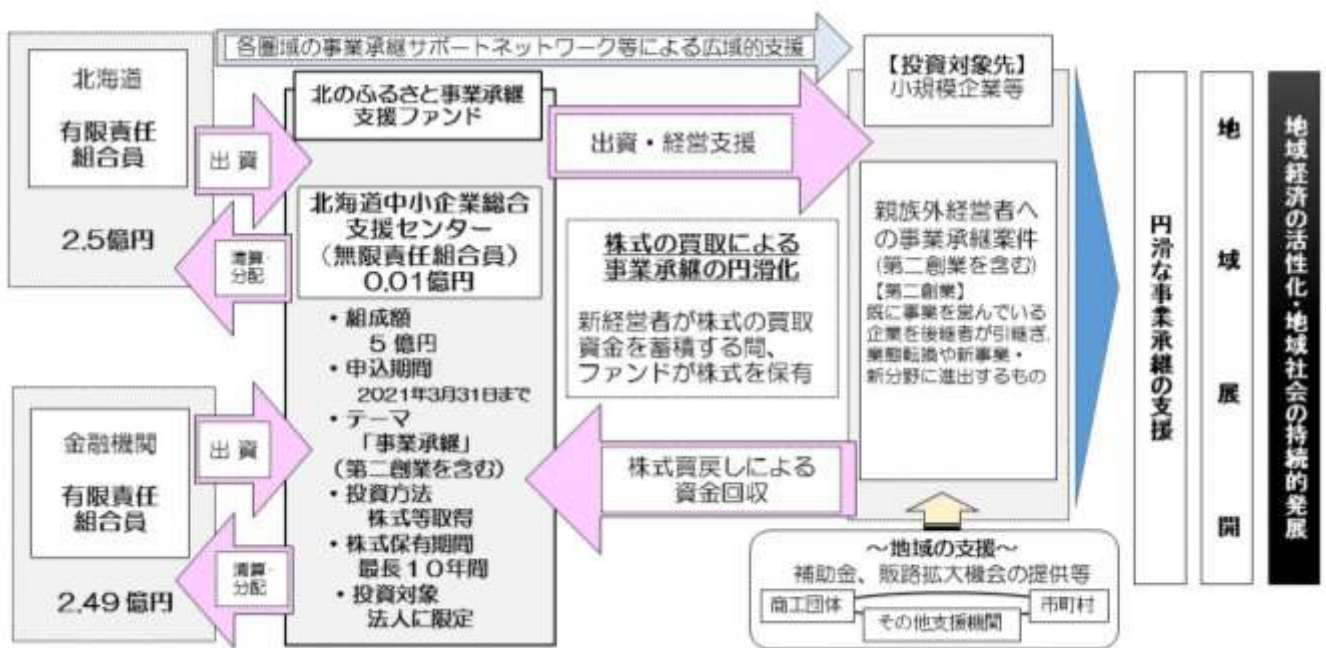
(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

北海道、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合及び北海道中小企業総合支援センターは連携して、「北のふるさと事業承継支援ファンド」を設立しました。

1 設立の目的

「北のふるさと事業承継支援ファンド」は、地域の経済・雇用を支える小規模企業の事業活動の継続を図るため、官民連携による道内小規模企業への資金供給により、円滑な事業承継を支援します。

北のふるさと事業承継支援ファンド イメージ図



2 ファンド概要

名称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド総額	5億円 (設立:2017年3月31日)
運営者	(公財)北海道中小企業総合支援センター
出資者	北海道、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合、(公財)北海道中小企業総合支援センター
投資対象	親族外経営者への事業承継(第二創業を含む)を行う小規模企業(法人に限定)
投資内容	事業承継を行う事業者等からの株式の取得

<北のふるさと事業承継ファンドホームページ> https://www.hsc.or.jp/consul/succession_fund/

3 問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 小規模企業支援G TEL:011-232-2405

水産物不漁関連の融資制度のご案内

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るための融資制度をご用意しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)	
融資対象	(1)水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している中小企業者等 (2)漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が 20%以上であるとともに、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少することが見込まれる中小企業者等	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 5年以内 年 1.0% 10年以内 年 1.2%	【変動金利】 年 1.0% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年 0.45%~1.90%(9段階) 特別小口保険適用の場合 年 0.72%	
取扱期間	平成 30 年 12 月 31 日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援しています。

◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・原油・原材料価格の高騰の影響によって売上原価や販管費が増加している方・・・

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加している中小企業者等 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000 万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.1%、5年以内 1.3%、 7年以内 年1.5%、10年以内 1.7% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度（小規模企業貸付）で短期資金（融資期間 1 年以内）が使えます【新規】

（北海道）

道の融資制度(中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」)では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◎金融機関へ直接申し込むことができます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
		小口
融資対象	従業員 20 人(商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 (小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)が 2,000 万円未満であるもの)
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	5,000 万円以内	2,000 万円以内
融資期間	1 年以内(割賦又は一括償還の選択可) ※1 年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利:年1.3%	
担保及び保証人	担保:無担保(小口は原則として無担保) 保証人:個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道最低賃金（地域）改正のお知らせ【更新】（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

もう、チェックした！

北海 道 の 最 低 賃 金



◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 835 30. 10. 1 発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖 類 製 造 業	時間額 871 30. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄 鋼 業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 948 30. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 868 30. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 866 30. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
 - 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
 - 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
 - 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター」へ ～
相談窓口0800-919-1073(札幌)、0120-332-360(旭川)(まずは気軽にお電話を！)
詳細は <http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-hokkaidou/>

キャリアアップ助成金について（北海道労働局）

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成30年4月1日改正）

助成内容		助成額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、()は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合（1人当たり）	①有期→正規：57万円<72万円>（42万7,500円<54万円>） ②有期→無期：28万5,000円<36万円>（21万3,750円<27万円>） ③無期→正規：28万5,000円<36万円>（21万3,750円<27万円>）
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合（対象労働者数に応じて、1事業所当たり）	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>） 4人～6人：19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>） 7人～10人：28万5,000円<36万円>（19万円<24万円>） 11人～100人：1人当たり28,500円<36,000円>（19,000円<24,000円>） ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人：47,500円<60,000円>（33,250円<42,000円>） 4人～6人：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>） 7人～10人：14万2,500円<18万円>（95,000円<12万円>） 11人～100人：1人当たり14,250円<18,000円>（9,500円<12,000円>）
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>（28万5,000円<36万円>）
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	57万円<72万円>（42万7,500円<54万円>） ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>（1.5万円<1.8万円>）加算
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>（28万5,000円<36万円>） ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>（1.2万円<1.4万円>）加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>（12万円<14.4万円>）加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合（基本給の増額割合に応じて、1人当たり）	3%以上 5%未満：19,000円<24,000円>（14,250円<18,000円>） 5%以上 7%未満：38,000円<48,000円>（28,500円<36,000円>） 7%以上 10%未満：47,500円<60,000円>（33,250円<42,000円>） 10%以上 14%未満：76,000円<96,000円>（57,000円<72,000円>） 14%以上：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>）
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合（1人当たり）	5時間以上延長 19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>） ※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り5時間未満の延長でも助成 1時間以上2時間未満：38,000円<48,000円>（28,500円<36,000円>） 2時間以上3時間未満：76,000円<96,000円>（57,000円<72,000円>） 3時間以上4時間未満：11万4,000円<14万4,000円>（85,500円<10万8,000円>） 4時間以上5時間未満：15万2,000円<19万2,000円>（11万4,000円<14万4,000円>）

※人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

人材開発支援助成金について（北海道労働局）

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注：()内は中小企業以外	生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	中小企業 中小企業以外 事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	◎OFF-JT 経費助成:45(30)% 【60(45)%(※2)】 賃金助成:760(380)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:665(380)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:60(45)% 【75(60)%(※2)】 賃金助成:960(480)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成:840(480)円/時・人
一般訓練コース	中小企業 事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円/時・人
教育訓練休暇付与コース	中小企業	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成:30万円	定額助成:36万円
特別育成訓練コース (旧キャリアアップ 助成金人材育成 コース) (※3)	中小企業 中小企業以外	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:760(475)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:760(665)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成:実費(※4) 賃金助成:960(600)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成:960(840)円/時・人

※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練

※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合

・若年雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 ・非正規雇用労働者が対象

※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9070

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

労働移動支援助成金について（北海道労働局）

労働移動支援助成金については、平成30年4月1日付けの制度改正に伴い、整理統合が行われました。「移籍人材育成支援コース」が廃止され、「人材育成支援コース」が一部内容を変更のうえ、「早期雇入れ支援コース」の上乗せ助成として統合されたほか、「再就職支援コース」の委託開始申請分の支給の廃止、「中途採用拡大コース」の生産性要件を除外し、生産性が向上した場合の上乗せ助成が創設されました。主な改正内容は以下のとおりとなっています。

1 移籍人材育成支援コース及び人材育成支援コース（廃止）

- 平成30年3月31日で廃止。

2 早期雇入れ支援コース（拡充）

- 人材育成支援として、早期雇入れ支援対象となる労働者に対してOff-JT又はOff-JT及びOJTを行った事業主に対して上乗せ助成。
- 訓練計画を作成するなど、事前手続きが必要となります。

（支給額）

賃金助成	訓練 1時間 あたり	通常助成	優遇助成	優遇助成(賃金上昇区分)
訓練経費助成		Off-JT 900円	Off-JT 1,000円	Off-JT 1,100円
		OJT 800円	OJT 900円	OJT 1,000円
訓練経費助成		Off-JT実費相当額		
		上限30万円	上限40万円	上限50万円

3 再就職支援コース（変更）

- 委託開始申請分の支給を廃止。
- 再就職支援を委託した職業紹介事業者の支援を受けずに再就職が実現した場合は、助成対象外。

4 中途採用拡大コース（拡充）

- 中途採用拡大助成の生産性要件を支給要件から除外。
- 中途採用拡大助成の支給を受けた事業主のうち、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対して生産性向上助成として追加助成。

（生産性向上助成支給額）

助成区分	生産性向上助成額
中途採用率向上	1事業所あたり 25万円
45歳以上初採用	1事業所あたり 30万円

◆各コースの詳しい制度内容等については、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

生涯現役起業支援助成金について（北海道労働局）

これから起業を行う皆様、事業を開始して間もない法人事業主、個人事業主の皆様が活用できる助成金です。

●概要

1. 雇用創出措置助成分

中高年齢者(40歳以上)の方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員(中高年齢者等)の雇入れを行う際に要した、雇用創出にかかる費用の一部を助成します。

2. 生産性向上助成分

雇用創出措置助成分の助成金の支給を受けた後、一定期間経過後に生産性が向上している場合に、別途生産性向上にかかる助成金を支給します。

雇用創出措置とは・・・

対象労働者(※)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。

(※:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇入れられた人)

●支給額

1. 雇用創出措置助成分

起業時の年齢区分に応じて、計画期間内に生じた雇用創出に要した費用(※)の合計に、以下の助成率を乗じた額を支給します。

※費用ごとに上限額がありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

起業時の年齢区分	助成率	助成額の上限
起業者が高年齢者(60歳以上)の場合	2/3	200万円
起業者が上記以外の者(40歳～59歳)の場合	1/2	150万円

2. 生産性向上助成分

「1. 雇用創出助成分」により支給された助成額の1/4の額を別途支給します。

※例:雇用創出措置助成分として100万円の助成金が支給されている場合には、その1/4の25万円が別途支給されます。

●以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

戦略産業雇用創造プロジェクトに関する

「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」の特例支給（上乘せ）のご案内

（北海道）

官民が連携し、地域の産業振興と一体となって雇用創出する「地域産業雇用創造プロジェクト」に北海道の事業構想が採択され、国の補助を受け、良質で安定的な雇用の創出を推進しています。

道では、『食』と自動車・食関連機械を主体とした『ものづくり』、『健康長寿』分野のプロジェクト事業を実施する北海道産業雇用創造協議会を民間と協働で運営し、協議会の賛助会員として参画する事業主（指定された下記業種に限る。）が新たに設備投資を行い、所定期間内に 3人以上を雇い入れ、支給要件を満たせば、北海道労働局の「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」に 一人当たり50万円が上乘せ支給（第一回目の支給に限り）されます。

◆概要

◇受付期限 平成31年3月29日（金）まで

◇対象地域 道内全域（同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域以外の地域を含む）

◇指定業種 『食』・自動車・食関連機械を主とした『ものづくり』・『健康長寿』分野に関連する次のもの

農業（※）、林業（※）、漁業（※）、水産養殖業（※）、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、情報サービス業、飲食料品卸売業、学術・開発研究機関、保健衛生

<（※）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく事業計画の認定を受けた食に関する6次産業化に取り組む事業者に限ります。>

◆申込・問い合わせ先

（詳細はお問い合わせください。）

北海道産業雇用創造協議会

産業雇用創造プロジェクトチーム事務局（担当：内藤・竹中）

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 雇用労政課内（本庁舎9階）

TEL：011-231-4111（内線 26-766） FAX：011-232-1038

◆戦略産業雇用創造プロジェクトホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>

「働き方改革プラン」の活用について

(北海道)

道では、人手不足が特に顕著な「情報サービス業」、「道路貨物運送業」、「宿泊業」の3業種について、事業主の方々が、働き方改革として取り組むべき具体的な項目やその目的、標準的な手法を示した「働き方改革プラン」を作成しました。

ぜひ、職場環境の整備、業務改革などを実践するための手引書としてご活用ください。

情報サービス業

業務が特定の個人に集中

道路貨物運送業

労働時間が長い

宿泊業

離職率が高い

例えば、このようなお悩みを解決するためには・・・



(例)

業務分担の見直し
など業務量の平準化を
図りましょう

具体的には
こちら



働き方改革プラン
(情報サービス業)

(例)

手待ち時間を見える化し、
荷主の理解・協力のもと
効率化を図りましょう

具体的には
こちら



働き方改革プラン
(道路貨物運送業)

(例)

従業員の
マルチタスク化を
図りましょう

具体的には
こちら



働き方改革プラン
(宿泊業)

※ QRコードを読み取れない方は、ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/kaikakuplan.htm>

◆ お問い合わせ先
北海道経済部労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室
TEL 011-204-5354

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々に支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。是非、お気軽にご相談ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが無料で受けられます

■ 社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

■ 「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき3回まで)

■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を開催！

<< 11～12月の予定 >> ※相談対応者は「社会保険労務士」です

11月	会場	12月	会場
2日(金) 13:00～16:00	留萌振興局 1階 102会議室 (留萌市住之江町 2丁目 1-2)	4日(火) 13:00～16:00	三井生命函館若松町ビル 6階会議室 (函館市若松町 6-7)
6日(火) 13:00～16:00	三井生命函館若松町ビル 6階会議室 (函館市若松町 6-7)	4日(火) 13:00～16:00	道東経済センタービル 第1小会議室 (釧路市大町 1丁目 1番 1号)
9日(金) 13:00～16:00	日高振興局 2階 201号会議室 (浦河町栄丘東通 56号)	6日(木) 13:00～16:00	オホーツク労働事務所 (北見市青葉町 8番 11号)
12日(月) 13:00～16:00	室蘭市中小企業センター 小会議室C (室蘭市東町 4-29-1)	10日(月) 13:00～16:00	室蘭市中小企業センター 小会議室C (室蘭市東町 4-29-1)
12日(月) 13:00～16:00	道東経済センタービル 第1小会議室 (釧路市大町 1丁目 1番 1号)	18日(火) 13:00～16:00	道北経済センタービル 4階集会室 (旭川市常盤通 1丁目)
21日(水) 13:00～16:00	道北経済センタービル 4階集会室 (旭川市常盤通 1丁目)	19日(水) 13:00～16:00	帯広経済センタービル 第1会議室 (帯広市西 3条南 9丁目)
21日(水) 13:00～16:00	帯広経済センタービル 第1会議室 (帯広市西 3条南 9丁目)		
29日(木) 13:00～16:00	オホーツク労働事務所 (北見市青葉町 8番 11号)		

詳細及び1月以降の予定については、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすために業務の効率化を図りたい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げたい
- ◇ 会社の風土改革と社員の意識改革を高めたい など



◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内
 TEL:0120-495-595(専用電話) Email:hatarakikatasion@doginsoken.jp FAX:011-206-1496
 URL:http://www.lilac.co.jp/hataraki/ 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】
 (北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターが対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料

◆12月の事務所向けセミナー

・各種助成金制度の活用

①「キャリアアップ助成金」	12/4(火)	14:00~16:00
②「人材開発支援助成金」(旧キャリア形成促進助成金)	12/11(火)	14:00~15:30
③「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用助成金」	12/18(火)	14:00~16:00
④「人材確保等支援助成金」(旧職場定着支援助成金)	12/25(火)	14:00~15:30

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65 歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30 分)

・雇用保険関係セミナー

①「雇用保険事務手続きセミナー」	12/6(木)	14:00~16:00
②「電子申請活用セミナー」	12/13(木)	14:00~15:30
③「雇用継続給付セミナー」	12/20(木)	14:00~16:00

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。

・セミナー会場は、北海道ビジネスサポート・ハローワークです。

★セミナー詳細、申込については以下の HP をご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.htm

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

- フリーダイヤル 0120-81-6105
- 相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00
<土曜日> 13:00～16:00
※祝日、12月29日～1月3日を除く

◆ 中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

- 相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。

【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

労働相談ホットライン 北海道

で 検索





中小企業大学校旭川校 12月校外セミナーのご案内

～中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成30年12月に開講する校外セミナーをご案内します。

地域に活力をもたらす新農業プロジェクト創出セミナー 参加無料
～農業を核として、地域で稼ぐ新たな産業の創出を！～

本セミナーでは、農業の新たな可能性を見出し、地域に波及する新しい産業プロジェクトを創出するために、先進事例を深く掘り下げて検証し、農業と企業・行政などが連携した新たな地域活性化プロジェクトについて考えます。

- ◆日時 平成30年12月6日(木) 13:30～16:50
- ◆場所 TKP 札幌駅カンファレンスセンター2階(ルーム2B) (札幌市北区北7条西2丁目9番)
- ◆定員 50名 参加無料
- ◆お申込・お問い合わせ先
中小機構北海道 人材支援課 担当:杉森
札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE 札幌ビル6階
TEL 011-210-7475 FAX 011-210-7480
- ◆講師
株式会社 GB 産業化設計 代表取締役 岩井 宏文氏
(有)ジェイファームシマザキ 社長 島崎 美昭氏
アイケイ・ファーム余市株式会社 取締役 栃尾 裕輝氏
North Aspiration 代表 濱本 ひとみ氏
株式会社輝楽里 常務取締役 藤城 正興氏

SDGsセミナー in 札幌 参加無料
SDGs でビジネスチャンスを広げる

本セミナーでは、企業経営に大きな影響を与える SDGs についてわかりやすくお伝えし、ぜひ、この取り組みへの理解を深めていただき、中小企業の経営力の強化にあたるヒントをつかんでいただきます。

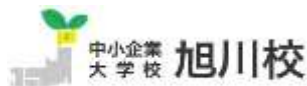
- ◆日時 平成30年12月19日(水) 13:15～15:30
- ◆場所 中小機構北海道 大会議室 (札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE 札幌ビル6階)
- ◆定員 40名 先着順 参加無料
- ◆参加対象者 中小企業者、管理者、従業員、小規模事業者等(全業種)、起業予定者、中小企業支援担当者
- ◆お申込・お問い合わせ先
中小企業大学校旭川校 担当 釘本 吉澤
旭川市緑が丘東3条2丁目2-1
TEL 0166-65-1200 FAX 0166-65-2190
- ◆講師
横田アソシエイツ代表取締役
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 横田 浩一氏

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。
詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>





中小企業大学校旭川校 1月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。

今回は、平成31年1月に開講する研修講座の情報をご案内します。

カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講をご検討ください。

お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.25 真の顧客満足につながるサービス価値向上講座

本研修では、顧客からの評価を高めるのみならず、従業員がやりがいを感じられ、かつ、会社の業績向上にも資するサービス向上を実現するための考え方と進め方を、具体的に学びます。

◆この研修のポイント

1. サービス業のみならず、製造業、建設業、運送業、卸小売業など、サービスが付随するあらゆる業種が対象の研修講座です。
2. 現場の知恵や経験を活かして、組織的にサービスを向上させる方法を学びます。
3. サービスを科学的に分析することで、自社が持つサービスの価値とその向上方法が分かるようになります。

◆研修期間 1月17日(木)～18日(金) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者・経営幹部(候補者)

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 松井サービスコンサルティング 代表 松井 拓己氏

◆詳細はこちら <http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fdyq.html>

No.26 利益を生み出す業務改革・トラック運送業

本研修では、トラック運送業が直面する経営環境・課題を踏まえたうえで、コスト・収益の見直しや ICT 活用等による業務改革の進め方について学ぶとともに、自社に合った「利益を生み出す」事業・業務改革計画づくりに取り組めます。

◆この研修のポイント

1. トラック運送業のみならず、倉庫業や他業種の物流部門の方も対象の研修講座です。
2. 自社に合った業務改革づくりに取り組むことができます。
3. 参加しやすいインターバル研修で、前半で学んだ知識で社内の点検ができるため、研修効果が高まります。

◆研修期間 1月28日(月)～29日(火)、2月25日(月)～26日(火) 延べ4日間

◆研修時間 24時間

◆対象者 経営幹部・管理者(候補者)

◆受講料 35,000円(税込)

◆講師 近代経営システム研究所 代表 森高 弘純氏

◆詳細はこちら <http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fe1k.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧下さい。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>



「生産性向上支援訓練」のご案内

(北海道、労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

◆ 生産性向上支援訓練のポイント

① 訓練を受講して生産性アップ!

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

② オーダーメイドで訓練を実施!

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性センターが訓練をコーディネートします。

訓練時間は6～30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

※平成30年4月開講コースから、6～11時間の短時間コースも設定できるようになりました。

③ 受講しやすい料金

受講料は1人当たり3,000円～6,000円(税別)

さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。

※助成金の受給には、一定の要件(訓練対象者の職務と訓練内容の関連が認められること。10時間以上の訓練であること等)を満たす必要があります。

◆ ご利用までの流れ

① ご連絡

まずは、生産性センターへご相談ください。その後、打ち合わせに向けた日程調整を行います。

② プラン作成に向けた相談

相談は、企業訪問等により行います。

(人材育成に関するヒアリング、課題や方策の整理、カリキュラムモデル等の提示、など)

③ 訓練コースのコーディネート

企業の抱える課題やニーズに応じた訓練コースをご提案します。

④ 受講申込・訓練の受講

期限内に受講申込書を提出し、受講料をお支払いの上、訓練を受講してください。

※期限内に受講料の支払いがない場合は訓練を受講することができません。

問い合わせ先：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

ポリテクセンター北海道 生産性向上人材育成支援センター(担当:大橋、山岸)

〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

TEL:011-640-8828(専用電話) FAX:011-640-8958 Email:hokkaido-seisan@jeed.or.jp

ヘルスケアビジネス人材育成セミナーを開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、北海道の特色を活かした新たなヘルスケア産業を創出するため、北海道ヘルスケア産業振興協議会と連携し、北海道におけるヘルスケア産業創出に向けた「ヘルスケアビジネス人材育成セミナー」を開催します。

本セミナーは、医療・介護事業者、民間企業等を対象とし、ヘルスケアビジネスを取り巻く環境や、ビジネス化に係る課題やポイント等について情報提供することで、今後ますます重要となる地域包括ケアシステムの実現や、ヘルスケアビジネス創出の推進を図ることを目的としています。

◆開催概要

【日時】平成 30 年 12 月 13 日(木)14:30～17:30

【場所】小樽商科大学 札幌サテライト 大講義室
(札幌市中央区北 5 条西 5 丁目 7 番地 sapporo55ビル 3 階)

【定員】50 名(先着順・参加無料)

【プログラム】

- ・地域包括ケアを支えるヘルスケアサービス創出に向けた連携
(株)くまもと健康支援研究所 代表取締役 松尾 洋 氏
小樽商科大学 言語センター 准教授 佐々木 香織 氏

◆申込方法

申込等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hcs-hokkaido.net/2018/10/255>

◆申込・問い合わせ先

北海道ヘルスケア産業振興協議会事務局((株)北海道二十一世紀総合研究所)

TEL:011-231-3053

FAX:011-231-3143

E-mail:health@htri.co.jp

能力開発セミナー（12月～平成31年2月開講予定）のご案内 **【更新】** (北海道)

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

12-2月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実 施 時 期		訓 練 期 間		定 員
				内	外	昼	夜			日 数	時 間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	消防設備科②	消防設備	札幌市		○	○		H31.1.17	H31.1.18	2	14	20
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	機械製図科	製図基礎	函館市	○			○	H31.1.15	H31.1.24	8	30	10
	溶接科	アーク溶接特別教育	函館市	○		○		H31.1.22	H31.1.25	4	26	10
	建築塗装科	塗装デザイン	函館市	○		○		H31.2.4	H31.2.18	10	40	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木造建築科	施工法	旭川市		○	○		H30.12.1	H30.12.2	2	14	10
	土木科	2級土木施工管理技士	旭川市	○		○		H31.2.25	H31.3.1	5	30	20
旭川高等技術専門学院稚内 分校 0162-33-2636	配管科	建築配管	稚内市		○	○		H31.1.18	H31.1.19	2	12	15
	土木科	2級土木施工管理技士(土木)	稚内市		○	○		H31.2.18	H31.2.22	5	30	10

北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の

平成31年度の訓練生を募集しています！【更新】

(北海道)

道立高等技術専門学院(全道8学院)と国立北海道障害者職業能力開発校では、専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に職業訓練を行っており、平成31年度の訓練生を募集しています。

募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。また、各高等技術専門学院等のホームページを開設していますので、次のアドレスよりご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

◆ 選考日程等

施設	高等技術専門学院	障害者職業能力開発校
(選考区分)	一般選考	
出願期間	平成30年11月21日(水)～12月10日(月)	平成30年12月1日(土)～1月20日(日)
選考日	平成30年12月14日(金)	平成31年2月4日(月)
応募資格	高校を卒業した方若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められた方(平成31年3月卒業見込みの方を含む)及び一般求職者等で職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方 ※障害者校の短期課程の総合実務科は、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方 ※障害者校は追加募集となりますので、12月10日の選考結果により定員に達した訓練科目については募集を打ち切ります。	
試験内容	学力試験(国語、数学) 面接試験	
その他	募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。	

◆ お問い合わせ先

名称	郵便番号	住所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目1番1号	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356番地1号	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9番5号	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6番10号	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目18番地1号	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2番51号	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774
北海道経済部人材育成課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5359

「知財のミカタ～巡回特許庁 in 北海道～」を開催します【更新】
～ 見方を変えて、知財を味方に ～

(北海道経済産業局)

特許庁及び北海道経済産業局は、平成 30 年 12 月 12 日～平成 31 年 1 月 8 日の期間で「知財のミカタ～巡回特許庁 in 北海道～」を開催します。

期間中、出願案件について審査官と直接対話ができる“出張面接”を、特許に意匠を加え、北海道全域で実施します。

また、初日のオープニングイベントでは、どなたでも参加いただける知的財産に関する講演を行います。

◆オープニングイベント概要

【日時】平成 30 年 12 月 12 日(水)13:00～17:00

【場所】ACU-Y(札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 読売北海道ビル 3 階)

※参加費無料

<申込方法>

プログラムの内容、申込の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.junkai-jpo2018.go.jp/hokkaido.html>

申込締切:平成 30 年 12 月 7 日(金)

◆何でも相談コーナー ※申込不要

講演と並行して相談コーナーを設置します。知的財産に関する疑問やお悩みに関して、北海道知財総合支援窓口の支援担当者や北海道よろず支援拠点のコーディネーターが相談に応じます。

◆出張面接

特許・意匠審査中の案件について、特許庁審査官と直接対話を行うことができる出張面接審査を集中的に実施します。

※面接審査とは、特許審査の過程において出願人等が直接審査官に技術内容等を伝え、効率的、効果的に審査を進めることができる制度です。

【日時】平成 30 年 12 月 12 日(水)～平成 31 年 1 月 8 日(火) ※年末年始は除く

【場所】北海道全域

【対象】特許・意匠審査中の方

<申込方法>

以下のウェブサイトからお申し込みください。

【URL】 https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/junkai.htm

※実施を希望する日の 4 週間(INPIT 近畿総括本部において実施する場合は 2 週間)前までを目安に申し込みをお願いしていますが、お急ぎの場合は当局知的財産室までご相談ください。

◆問合わせ先(出張面接に関してお急ぎの場合は、こちらまで)

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 知的財産室

TEL:011-709-2311(内線:2584、2586)

FAX:011-707-5324

E-mail:hokkaido-chizai@meti.go.jp

空の産業革命 ドローン利活用 最前線セミナーを開催します
～ 各業界の事例紹介&交流会・相談会 ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、ドローンの利活用に関心を持つ各業界の企業を対象に、「空の産業革命 ドローン利活用 最前線セミナー」を開催します。

本イベントでは、ドローンの産業利用に必要な基礎知識や、各業界におけるドローン利活用の最前線の事例情報を提供するほか、ドローン関連企業との交流会・相談会も行います。

◆開催概要

【日時】平成 30 年 12 月 3 日(月)14:00～17:30

【場所】北海道経済センター 8 階 B ホール(札幌市中央区北 1 西 2)

【定員】100 名(先着順、参加費無料)

【対象】一次産業、小売・物流、建設、観光、医療、IT、自治体など、各業界の企業・団体

【主催】経済産業省北海道経済産業局、北海道ドローン協会

【共催】札幌商工会議所、当別町

◆プログラム

○セミナー 14:00～

ドローンの産業利用に必要な基礎知識(ドローン業界の構造や規制など)や国の政策の方向性、各業界におけるドローン利活用の最新事例を提供します。

(基調講演)空の産業革命に向けた政策の動向

(講師)経済産業省 製造産業局 ロボット政策室

<ドローン関連企業による各業界のドローン利活用事例>

HELICAM(ヘリカム)(株)、(株)岩崎、(株)enRoute(エンルート)、テラドローン(株)、(株)フォテク

○交流会・相談会 16:30～

ドローン関連企業と気軽に交流いただけます。実機も展示しています。

北海道ドローン協会による「相談ブース」も設置し、ドローンの利活用に関するあらゆる疑問・お悩みに対応するほか、「当別ドローン練習場」に関する情報提供、利用に関する相談もお受けします(相談は事前申込制)。

◆申込方法

申込等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokis/20181025/index.htm>

◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 製造産業課

TEL:011-709-1784

FAX:011-707-5324

E-mail:hokkaido-seizo@meti.go.jp

J-クレジット活用セミナー2018 in 北海道を開催します【新規】
～ 地域貢献とビジネスで一挙両得！賢いJ-クレジット活用方法 ～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、地域貢献しながらビジネスにつながる賢いJ-クレジットの活用方法を紹介する自治体・企業向けセミナーを札幌で開催します。

本セミナーでは、J-クレジットを活用し全国初のCO₂排出量ゼロの道の駅を運営するとともに、地方銀行と連携しJ-クレジット販売量を伸ばす鳥取県日南町の取組や、町で初めて創出したJ-クレジットを、町内企業が購入しCO₂削減に役立てるなど、自治体と企業が連携した地域貢献の仕組みを構築する北海道大樹町の取組を紹介いたします。

◆**開催概要**

【日時】平成30年12月6日(木)13:30～15:30

【場所】札幌国際ビル8階「国際ホール」(札幌市中央区北4条西4丁目)

【定員】100名(先着順、参加無料)

【対象】自治体、企業等

※当会場で排出されるCO₂の一部を北海道産J-クレジットでカーボン・オフセットしています。

◆**プログラム**

【制度紹介】

○地球温暖化対策とJ-クレジット制度について

説明者：経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室

【講演】

○鳥取県日南町が取り組むCO₂排出量ゼロの道の駅

～地方銀行と連携し、J-クレジット販売量5年で5倍増のワケ～

講師：鳥取県 日南町 農林課 農林政担当官 荒金 太郎 氏

○宇宙のまち「大樹町」が始めた地球に優しい取り組み

～まちと企業がタッグを組んでJ-クレジットによる地域貢献～

講師：大樹町 企画商工課 企画係 係長 藤谷 満伸 氏

【事例等】

○全国のカーボン・オフセット事例紹介

説明者：J-クレジット制度事務局

○消費者意識を踏まえたJ-クレジット活用モデルについて

説明者：経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室

【個別相談会】

15:30(セミナー終了後)から、希望者の相談に応じます。

◆**申込方法**

申込等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokni/20181107/index.htm>

申込締切：平成30年12月5日(水)

◆**申込・問い合わせ先**

北電総合設計(株)(平成30年度J-クレジット制度活用支援事業受託事業者)

TEL:011-261-6545

FAX:011-261-6547

E-mail:energy-hss@hokuss.co.jp

事業承継セミナー・個別相談会を苫小牧市で開催します【新規】

(北海道経済産業局)

北海道事業引継ぎ支援センター※及び苫小牧商工会議所は、12月7日(金)に苫小牧市で「事業承継セミナー・個別相談会」を開催します。

本イベントでは、事業承継にまつわる法律の基礎知識や事業承継のためのM&Aに関する講演、個別相談会を行います。

※北海道事業引き継ぎセンターは、札幌商工会議所が当局から委託を受けて設置された公的相談窓口です。

◆**開催概要**

【日時】平成30年12月7日(金)13:30~16:00

【場所】苫小牧商工会議所 6階大ホール(苫小牧市表町1-1-13)

【定員】50名(参加無料)

【対象】中小企業者、支援機関等

◆**プログラム**

○第1部 13:30~事業承継にまつわる法律の基礎知識

高田 耕平 氏 高田法律事務所 弁護士

○第2部 14:30~事業承継のためのM&A、事業拡大のためのM&A

新宮 隆太 氏 北海道事業引継ぎ支援センター 統括責任者補佐

○第2部終了後事業承継ファンドの説明

個別相談会(事前予約制:1社30分程度)

◆**申込方法**

申込等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】http://tomakomaicci.jp/publics/index/206/&anchor_link=page206#page206

申込締切:平成30年11月30日(金)

◆**申込・問い合わせ先**

苫小牧商工会議所 経営支援課

TEL:0144-33-5454

FAX:0144-32-6058

就職活動前に地域の企業を広く知るための企業展示会「じもと×しごと発見フェア」
若手社員向け研修会「コミュニケーションアップセミナー」
管理職向けセミナー「若手社員職場定着セミナー」を開催します。【更新】

(北海道)

多くの地域で人口減少が進み、労働力不足が深刻さを増す中、力強い本道経済の構築のためには、経済活動を支える人材の確保が重要な課題となっています。このため北海道では、地域の企業や仕事を広く知ってもらうために、自社製品の展示や業務の実演、体験を交えて、地域の企業の魅力や仕事内容をわかりやすく紹介することを目的に、地域の就活前の高校生を対象とした「じもと×しごと発見フェア」を道内各地で開催するほか、若者の職場定着に向け、おおむね学卒後3年以内の若手社員を対象とした「コミュニケーションアップセミナー」や離職問題に対する意識啓発と職場定着向上のための取組の促進を目的とした企業の管理職の方などを対象とする「若手社員職場定着セミナー」を予定しています。今のところの開催予定は次のとおりです。出展についてご興味のある方はお問い合わせください。

◆今後の開催予定(日程等決定次第順次お知らせします)

1. じもと×しごと発見フェア

開催場所	日 時
中標津トーヨーグランドホテル(中標津町東 20 条北 1 丁目)	12 月 6 日(木) 16:00~18:00
釧路市観光国際交流センター(釧路市幸町3-3)	12 月 11 日(火) 15:00~17:30

2. 若手社員向け研修会「コミュニケーションアップセミナー」

開催場所	日 時
小樽経済センター(小樽市稲穂 2 丁目 22 番 1 号)	12 月 7 日(金) 13:30~15:30

3. 管理職向けセミナー「若手社員職場定着セミナー」

開催場所	日 時
小樽経済センター(小樽市稲穂 2 丁目 22 番 1 号)	12 月 7 日(金) 13:30~15:30

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ TEL011-204-5099(直通)

「北海道宇宙ビジネスセミナー」を開催します【新規】

(北海道)

北海道及び北大リサーチ&ビジネスパーク推進協議会では、道内外の宇宙産業を紹介することにより、企業等の宇宙ビジネスへの関心を高めることを目的として、道内の企業等を対象に、宇宙ビジネスセミナーを開催します。

インターステラテクノロジズの稲川社長と北海道大学の永田教授から、大樹町を拠点に開発されている小型ロケットMOMO3号機についてご紹介いただくほか、東京の宇宙ベンチャーALEの岡島社長を講師にお迎えして、世界発の人工流れ星ビジネスについてご紹介いただきます。

参加無料となっておりますので、皆様の御参加をお待ちしております。

日時：平成30年12月6日(木) 13:30-15:30 (※13:00開場)

会場：札幌ガーデンパレス2F (札幌市中央区北1条西6丁目)

参加費：無料

主催：北海道、北大リサーチ&ビジネスパーク推進協議会

共催：北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会 協力：No Maps 実行委員会

プログラム

◆講演 13:30-14:40

…講演・対談…

「続ける宇宙への挑戦、MOMO3号機の打上げに向けて」

インターステラテクノロジズ 代表取締役 CEO 稲川 貴大 氏

北海道大学大学院工学研究院 教授 永田 晴紀 氏

- インターステラテクノロジズ -

大樹町を拠点に活動するロケットベンチャー。2017年夏から宇宙空間(高度100km)に達する観測用ロケットの打上げに挑戦。現在、MOMO3号機を開発中。

…講演…

「人工流れ星が切り開く未来 ～サイエンスとエンターテインメントの両立～」

ALE 代表取締役社長 岡島 礼奈 氏

- ALE (エール) -

「人工衛星を用いて人工的な流れ星を作る」世界初の民間宇宙企業。エンターテインメントを通じて、基礎科学分野に貢献することミッションに掲げ、2020年春に人工流れ星の初回実施を目指す。本社東京。

◆パネルディスカッション 14:45~15:30

テーマ：「拡がる、宇宙ビジネス」(仮)

モデレータ：北海道大学公共政策大学院 教授 鈴木 一人 氏

パネラー：インターステラテクノロジズ代表取締役 CEO 稲川 貴大 氏

ALE 代表取締役社長 岡島 礼奈 氏

北海道大学北極域研究センター長 齊藤 誠一 氏

(グリーン&ライフ・イノベーション顧問)

経済産業省(調整中)

【申込方法】

次のいずれかから、①氏名 ②フリガナ ③所属 ④メールアドレス ⑤住所 ⑥電話番号をお知らせください。

1) WEBサイト入力フォームからのお申込み・・・URL：http://www.hokudai-rbp.jp/rbp_event/4149/

2) メールでのお申込み・・・E-mail：sangaku@noastec.jp

※申込締切：12月3日(月)

【お問い合わせ】

公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター

産学連携支援部〔北大リサーチ&ビジネスパーク推進協議会事務局〕

TEL：011-708-6536 E-mail：sangaku@noastec.jp URL：http://www.hokudai-rbp.jp/rbp_event/4149/

「インフラ監視・防災分野における衛星データ利用を考えるセミナー」を開催します【新規】

(北海道)

北海道では、産学官で構成する北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会を設立し、会員への情報提供やプロジェクトチームによる検討などを通じて、衛星データを利用した新ビジネスの創出に取り組んでいます。

この協議会の取組の一環で、今回、インフラ監視・防災分野において、衛星データがどのような場面で、どのように利用できるのか、先進事例について事業者の方から情報提供いただき、今後の検討の参考にするためのセミナーを開催します。

会員以外の方の参加も可能（参加無料）ですので、皆様の御参加をお待ちしております。

日時：11月27日(火) 13:30～15:15

会場：かでる2 . 7 1060 会議室（札幌市中央区北2条西7丁目）

参加費：無料

主催：北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会

共催：一般社団法人北海道産学官研究フォーラム（産学官 CIM・GIS 研究会）

後援：インフラメンテナンス国民会議北海道フォーラム

内容：インフラ監視・防災分野における衛星データ利用に関する情報提供

①NEC：SAR衛星による広域モニタリング

②日本スペースイメージング：SAR衛星による地表面変位量の推定、光学衛星による地震前後の状況把握

③国際航業：各種衛星による維持管理支援サービス、防災監視

④日本工営：SAR衛星による地表面変位量の推定（堤防、空港、港湾施設の状態監視）

⑤宇宙技術開発：光学衛星による斜面崩壊等の防災利用

※説明は各社20分

※各社の発表終了後、個別に情報交換、名刺交換いただく時間（30分程度）も設けます

【申込方法】

下記あて先に、①企業・団体等名、②出席者の所属・役職・お名前をお知らせください。

E-mail：sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

※申込締切：11月22日（木）

【お問い合わせ】

北海道衛星データ利用ビジネス創出協議会事務局（北海道経済部科学技術振興室）

TEL：011-204-5127 E-mail：sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/sangaku/uchu/kyogikai.htm>

商品の魅力を伝える「新しい」パッケージデザインを募集します
～ パッケージデザインコンテスト北海道 2018 ～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、デザイン活用の重要性や知的財産としての権利保護の必要性を多くの人に知っていただくため、北海道内の食品や日用品を対象に優れたパッケージデザインを募集し、展示する「パッケージデザインコンテスト北海道 2018」を実施します。

今回の募集は、選定した食品や日用品 10 商品に対し、全国からパッケージデザインを広く募集するものです。

◆対象商品

デザインの対象は、以下の 10 社 10 商品の中から自由にお選びください。
複数商品へのエントリーが可能です。

- ・「真鱈のポンタラ」(株)うるこ市[稚内市]
- ・「乾燥石狩鍋セット」(株)ショクラク[石狩市]
- ・「折り畳み長靴 パッカブル」第一ゴム(株)[小樽市]
- ・「ほくほくスイートポテト」(株)四季舎[苫小牧市]
- ・「COFFEE SPOON & MUG」円館工芸舎[美幌町]
- ・「すずらんみそ／塩糰の素 三五八(さごはち)」太田醸造(有)[訓子府町]
- ・「ゆめぴりか」山本農園[森町]
- ・「たらこの佃煮」(株)カネト水産[古平町]
- ・「ハスカップの炭酸入り焼酎用割材」(株)丸善市町[苫小牧市]
- ・「シニア向けヘルスケアフード」(株)Hokkaido Products[札幌市]

募集締切:平成 30 年 12 月 4 日(火)

※事前にエントリーが必要です。

エントリー締切:平成 30 年 11 月 22 日(木)

◆賞の設定

- ・グランプリ(北海道経済産業局長賞) 1 作品[賞状・記念品]優秀賞作品の中から最も優れた作品 1 点に授与
- ・準グランプリ(札幌市長賞) 1 作品[賞状・記念品]優秀賞作品の中から優れた作品 1 点に授与
- ・優秀賞 8 作品[賞状・記念品]対象商品ごとに最も優れた作品 1 点に授与
- ・審査委員賞 3 作品[賞状]外部審査委員が 1 作品ずつ選出
- ・入選 10 作品[賞状]応募作品の中から優れた作品を選出
- ・学生奨励賞 3 作品[賞状]学生が応募した作品の中から優れた作品を選出

※グランプリ、準グランプリに選ばれた場合、優秀賞の授与はありません。

◆応募方法

応募方法、募集要項等の詳細は当局の特設ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/package2018/wanted.html>

◆応募・問い合わせ先

パッケージデザインコンテスト北海道 2018 事務局((株)ノヴェロ内)

TEL:011-281-6631

モバイルバッテリー等の事故に注意してください

(北海道経済産業局)

災害時に重宝されるモバイルバッテリーやカセットこんろ、近年では一家に一つはある製品ではないでしょうか。

道内では、北海道胆振東部地震以降、両製品の品薄状態が多く見受けられ、その需要の高さがうかがえますが、安価な海外製品も多く販売され、説明書が添付されていない製品や、その手軽さから注意事項等を読まれない方も多いかと思えます。

しかしこれらの製品は、適切に使用しなければ大きな事故を引き起こします。

今一度、ご自身が使用している製品状態や使用方法を確認し、事故の防止に努めてください。

◆モバイルバッテリーの事故

モバイルバッテリーは、近年、リチウムイオン蓄電池搭載の高容量で安価な製品が多数発売され、需要の高まりとともに、事故報告の件数も増加しています。

リチウムイオン蓄電池は、電気をため込むセル部分と、充放電の際の保護回路で構成されており、このいずれかに不具合が生じた際には、破裂、火災などの事故が起こります。

また、スマホ、タブレットなど、リチウムイオン蓄電池が搭載された製品も、同様の事故が発生する可能性があります。

◆カセットこんろの事故

ガスボンベをセットするだけで、どこでも調理が出来るカセットこんろ。手軽に持ち運べ、災害時にも活躍してくれる便利なものですが、使い方を間違えるとボンベが爆発し大きな事故につながります。

モバイルバッテリー及びカセットこんろ事故のそれぞれの主な要因と対策は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokih/20181002/index.htm>

「健康食品」の悪質な電話勧誘にご用心

(北海道経済産業局)

高齢者の健康への関心や不安につけこむ悪質な電話勧誘が多数発生しています。根拠のない効能を告げられる、しつこく勧誘されるなど、本当は購入したくない高額な健康食品を購入させられる被害が跡を絶ちません。不要な健康食品の勧誘電話に対しては、はっきりと「要りません。」と断り、電話を切りましょう。

◆トラブルに遭わないための5つのポイント

○見知らぬ業者からの突然の電話には用心しましょう。

突然の電話で会社名や担当者名を名乗らず、「お体の調子はどうですか。」などと親しげに健康の話題や世間話など様々な勧誘トークで消費者の気を引こうとする電話には用心。

○話を長引かせずに早く断り、電話を切りましょう。

断るときは、「要りません。」と大きな声で、はっきりと言いましょう。

○「お試し品」には注意しましょう。

最初は比較的安価な「お試し品」を購入させて、その後の電話勧誘で高額な健康食品を購入させられるケースが多数発生しています。「お試し品」は安価かも知れませんが、その健康食品が本当に必要か一度電話を置いて考えることも大切です。

○医薬的な「効能」をうたう勧誘に用心しましょう。

健康食品を摂取することで、「糖尿病に効きます。」、「薬の効果が早くなります。」、「癌にもならない。」などとあたかも病気の治療や予防などの効能をうたうことは法律で禁止されています。健康食品はあくまでも「食品」です。

○不要な健康食品を購入してしまったら。

契約後、8日以内であれば、クーリング・オフ(契約解除)が可能です。届いた健康食品は開封せず、当局消費者相談室やお近くの消費生活センターへご相談ください。

クーリング・オフが可能な期間が経過後も契約を解除できる場合もあります。あきらめずに相談しましょう。

◆相談機関

困ったときは、当省消費者相談室又は各経済産業局消費者相談室のほか、お近くの消費生活センターにご相談ください。

相談窓口一覧

【URL】 http://www.meti.go.jp/intro/consult/consult_01.html#p07

「消費者ホットライン」188

【URL】 http://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/

全国の消費者センター等

【URL】 <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

平成 30 年度「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました【新規】
～ 11 月から 3 月は冬季の省エネキャンペーン ～

(北海道経済産業局)

11 月から 3 月において冬季の省エネルギーの取組を促進するため、10 月 23 日に省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議(事務局:経済産業省)が開催され、平成 30 年度の「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました。

本取組は、省エネルギーに関する国民運動の展開、産業界等への周知・協力要請及び政府自らの行動について定めたものです。

つきましては、無理のない範囲で省エネルギーへの取組の実践についてご理解、ご協力をお願いします。

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、省エネルギー・省資源対策を総合的かつ効率的に推進するため、毎年、エネルギー消費が増加する夏と冬が始まる前に開催されます。

平成 30 年度の「冬季の省エネルギーの取組について」は、政府自らが率先して行動するとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進するものです。

なお、当局でも省エネルギー・節電の観点から執務室の空調管理の徹底、照度の削減等を励行しています。

取組の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/winter18/index.htm>

オール北海道で外国人ドライブ観光を促進する新たな枠組みを構築！
～北海道ドライブ観光促進プラットフォームを設立・参加機関を公募～ **【更新】**

(北海道開発局)

- 北海道開発局は、昨年度、株式会社ナビタイムジャパン(本社:東京都港区)を協働実施者として、同社が開発・運営するスマートフォン用アプリケーション「Drive Hokkaido!」を活用し社会実験を実施しました。この社会実験により把握したデータから、外国人ドライブ観光を促進することで、外国人観光客を道内地方部へ誘導できる可能性があることがわかりました。このことを踏まえ、北海道開発局と株式会社ナビタイムジャパンは本年4月に協定を締結し、外国人観光客の移動経路等データの継続的な把握に取り組んでいます。
- これらのデータを地方公共団体や観光関係団体等と共有することにより、オール北海道で外国人ドライブ観光を促進するため、新たな枠組みとして、「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」を設立しました(平成30年6月28日)。
- 現在、このプラットフォームに参加いただける地方公共団体・観光関係団体等を募集しております。詳細は以下を参照いただければと存じます。

◆プラットフォーム概要

- (1) 名称:「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」
- (2) 事務局:国土交通省北海道開発局開発監理部開発連携推進課
- (3) 目的:(株)ナビタイムジャパンが運営するスマートフォン用アプリケーション「Drive Hokkaido!」から得られる外国人観光客のデータを共有し有効に活用することで、北海道における外国人ドライブ観光の促進を図ることを目的とする。
- (4) 活動内容:①北海道における外国人ドライブ観光促進のための活動に関すること
②外国人観光客データを収集するために行うアプリ等のPR活動に関すること
③外国人観光客のデータ分析及び評価に関すること
④その他、目的達成のために必要な活動に関すること
- (5) 構成員:(3)の目的に賛同する国、地方公共団体、観光関係団体等により構成
※構成員は以下の URL を参照願います。
(構成員名簿)
<http://www.hkd.mlitt.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001bhbx-att/splaat000001bhgu.pdf>

▼「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」に関する募集内容等、詳細は以下のURLから御確認願います。

(北海道開発局ホームページ↓)

<http://www.hkd.mlitt.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001bhbx.html>

※募集期間は定めておりません。随時募集しております。

▼平成30年4月～6月の分析結果(速報)はこちらを御覧下さい。

(外国人ドライブ観光客の周遊・滞在実績について↓)

<http://www.hkd.mlitt.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001bhbx-att/splaat000001dqab.pdf>

▼「Drive Hokkaido!」(8月9日リニューアル※韓国語追加)は以下のURLからダウンロードいただくことが可能です。

<http://hokkaido-travel.navitime.jp/inboundspstorage/hkd/contents/html/driving/> (Internet explorer非対応)

＜北海道ドライブ観光促進プラットフォームに関するお問合せ先＞

◆北海道ドライブ観光促進プラットフォーム事務局(北海道開発局開発監理部開発連携推進課)

TEL:011-709-2024(直通) FAX:011-746-1032 E-mail: hkd-ky-drivedate@ml.mlitt.go.jp